

二輪の軽自動車もOSSで手軽に手続き！



二輪の軽自動車 OSSが始まります

オンラインで
どこでも申請

令和8年4月1日から、二輪の軽自動車※にかかる
手続きのうち、以下がOSSの対象手続きとなります。

- ◆ 新車新規届出
- ◆ 記載事項変更
- ◆ 軽自動車届出済証返納（一時使用中止）

※ 道路運送車両法に基づく、総排気量125cc超250cc以下（内燃機関以外のものを原動機とする場合は、定格出力1.0kW超）、長さ2.5m以下、幅1.3m以下、高さ2.0m以下の二輪の軽自動車が対象です。

窓口訪問が不要

手続きのために、各行政機関を訪れる
必要がありません。

(ただし、運輸支局等の窓口で「軽自動車届出済証等」
を受け取る必要があります。)



24時間365日届出可

24時間365日、いつでもどこからでも届
け出すことができます。



よくある質問



OSS申請を利用できるのは誰ですか？

二輪の軽自動車の使用者本人、又は申請代理人の行政書士がOSS申請を利用できます。



従来の行政窓口に出向いて行う申請はできなくなるのですか？

従来どおり行えます。ただし、当サービスで申請を行った場合、途中から行政窓口での申請に切り替えることはできませんので、ご注意ください。



スマートフォン（車検証情報閲覧サービス）による、OSS申請及び状況照会は可能ですか？

OSSポータルサイトでの申請及び状況照会に限ります。
（スマホアプリでの申請や申請状況照会は、対象外となります。）



OSSを利用する際に利用料金等は発生するのでしょうか？

利用料金等は発生しません。
ただし、申請内容によっては自動車重量税の納付が必要となります。



自動車重量税の納付はクレジットカード納付を利用できますか？

二輪の軽自動車OSSはクレジットカード納付が対象外となります。
インターネットバンキングか、Pay-easy（ペイジー）マークのあるATMで納付を行ってください。



問い合わせ先

OSSヘルプデスク 050-5540-2000
受付時間 8:30～17:00（年末年始を除く平日）



（自動車検査登録
チャットボットへ）